

文化資源を活用した文化観光の推進による地方創生に関する懇談会
事務局説明資料

令和 6 年 7 月 2 4 日（水）

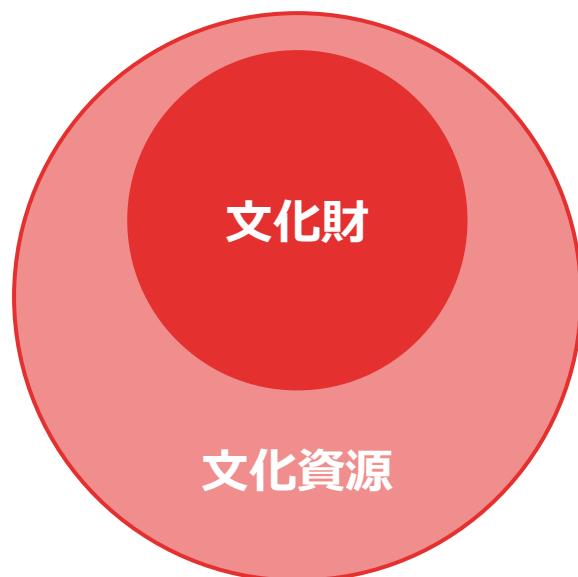
【文化資源】（文化観光推進法における定義）

有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源

- ✓ 文化財保護法で規定されている**文化財**（右図参照）よりも広い**概念**
- ✓ 文化財保護法においては**未指定のもの**や**文化財の概念に含められていないもの**を含む

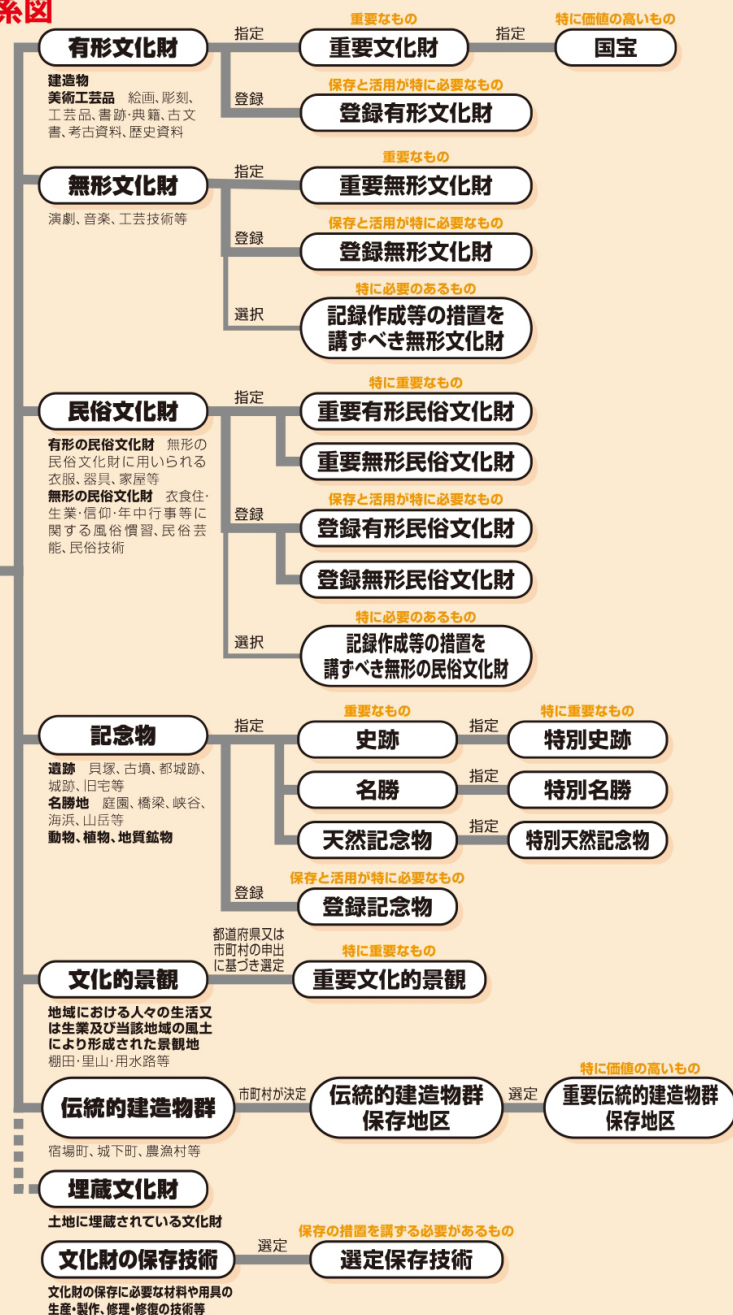
【文化観光】（文化観光推進法における定義）

文化資源の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光



（参考）文化財保護法における文化財

文化財の体系図



文化庁における文化資源の活用に関するこれまでの政策

第一段階：文化資源の面的な活用、ストーリーの創出

【文化財保護法における「活用」(制定時)】

(この法律の目的)

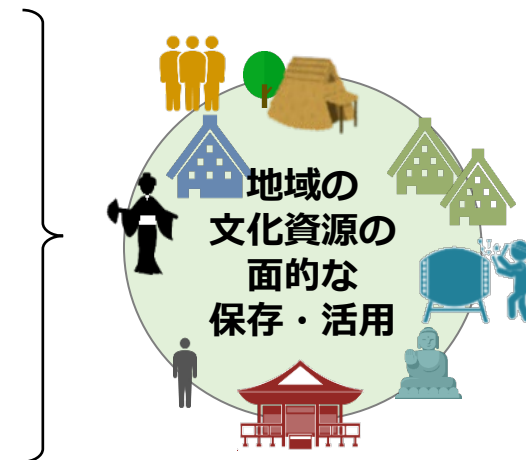
第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

【文化財保護法の改正(平成30年)】

過疎化、少子高齢化などを背景に、文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで継承に取り組むため、市町村が策定する「文化財保存活用地域計画制度」や、個別の文化財の「保存活用計画制度」を創設

【日本遺産(平成27年～)】

地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定
既存の文化財の価値付けや保全のための新たな規制を図ることを目的としたものではなく、地域に点在する遺産を「面」として活用し、発信することで、地域活性化を図るもの(令和6年7月時点で全国で104件を認定)



第二段階：文化観光の法制化、文化観光拠点の機能強化、文化・観光・経済の好循環

(定義) ※一部略

第二条 この法律において「文化観光」とは、文化資源の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光をいう。

【文化観光推進法の制定(令和2年)】

文化の振興を、観光の振興と地域の活性化につなげ、経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出するため、文化施設が観光施設と連携して作成する拠点計画・地域計画の認定や、計画に基づく事業に対する特別の措置を規定
(令和6年7月時点で拠点計画・地域計画併せて51件を認定)

<計画の例>

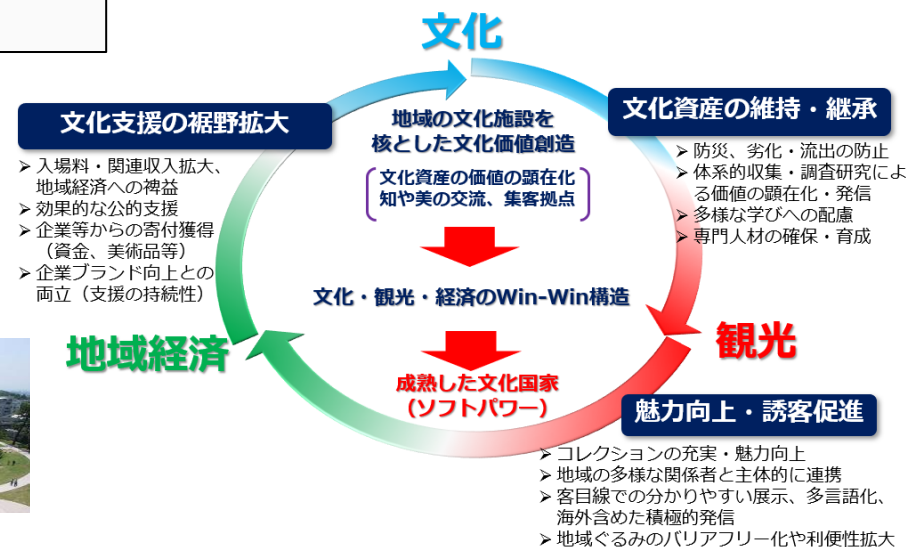


十和田市現代美術館を中核とした
十和田市文化観光推進拠点計画



兼六園周辺文化の森地域計画

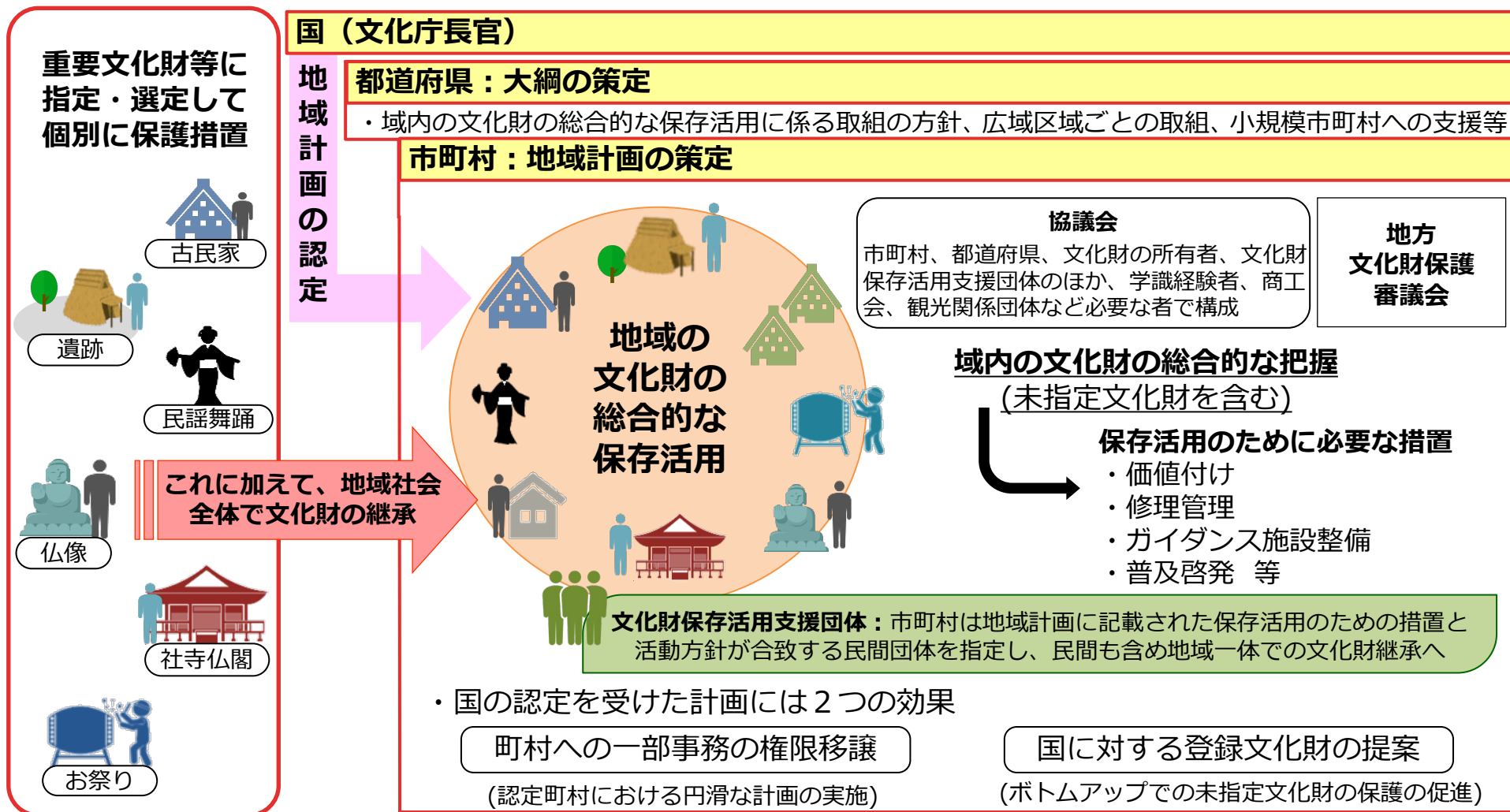
文化が経済価値を生み、文化を育み産業として発展



「文化財保存活用地域計画」の概要

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりの核とし、社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進を図る。

地域における文化財の総合的な保存・活用



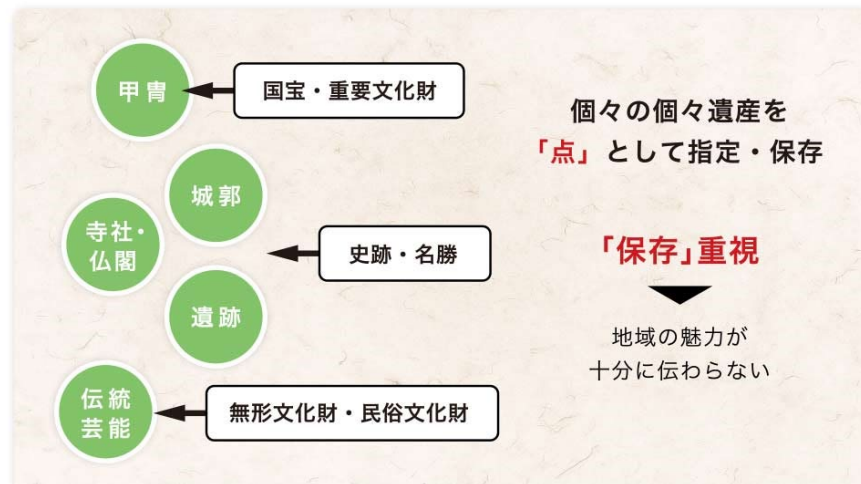
「日本遺産（Japan Heritage）」の概要

概要

- **地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産（Japan Heritage）」として認定。**
ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信することにより、地域の活性化・観光振興を図ることを目的とする。
- 日本遺産については、2020年度までに100件程度の認定を目指し、2020年6月の認定をもって**104件**。
認定件数は当面の間、100件程度とするこれまでの認定方針を堅持することとなっている。
- **令和3年度より、新たに「候補地域」、「総括評価・継続審査」の仕組みを導入。**日本遺産全体の底上げ、ブランド力の強化を図っている。

日本遺産（Japan Heritage）

従来の文化財行政



日本遺産



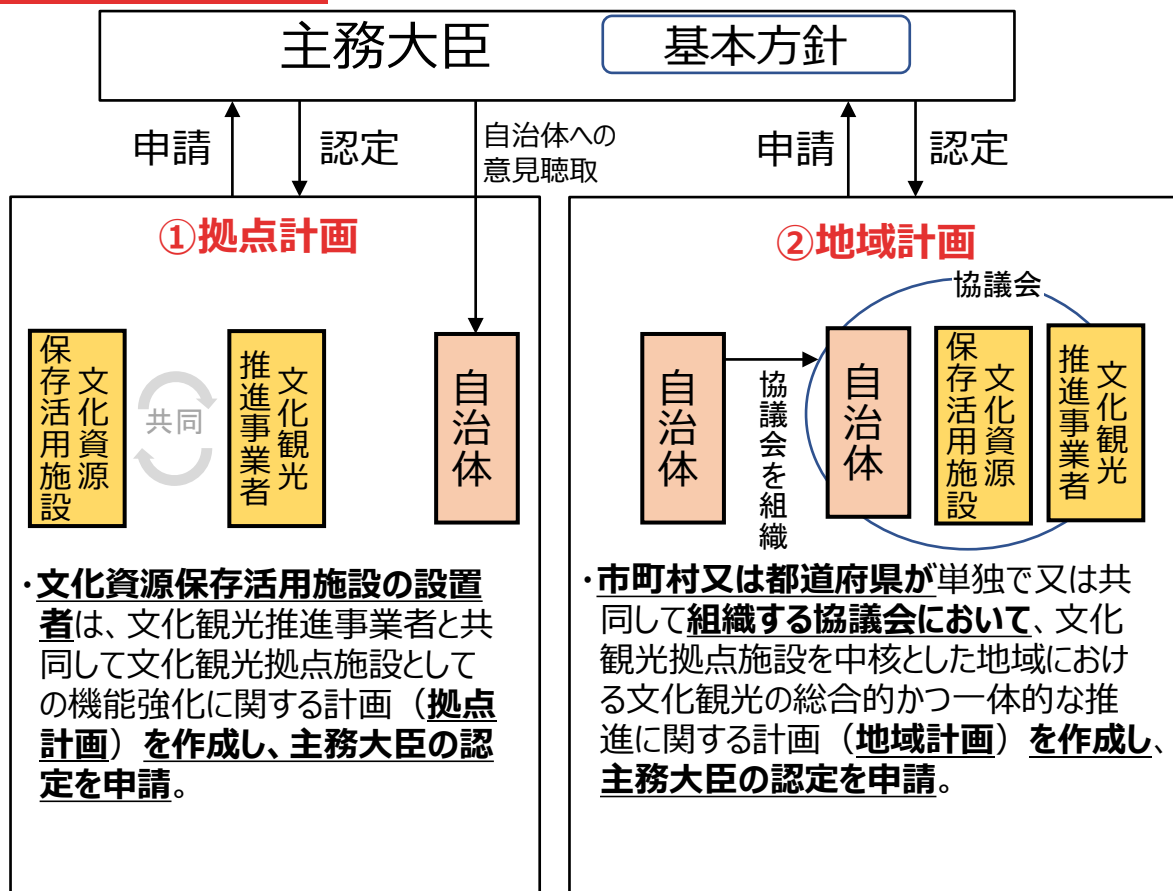
年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2
認定総数	18件（24府県） ＜18件＞	37件（33府県） ＜19件＞	54件（40府県） ＜17件＞	67件（43道府県） ＜13件＞	83件（46道府県） ＜16件＞	104件 （47都道府県） ＜21件＞

※ <> 内は各年度ごとの認定数

趣旨

文化・観光の振興、地域の活性化には、文化についての理解を深める機会の拡大及びこれによる国内外からの観光旅客の来訪促進が重要。文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、主務大臣（文部科学大臣・国土交通大臣）による基本方針の策定、拠点計画・地域計画の認定、これらの計画に基づく事業に対する特別の措置等を講ずる。

法のスキーム



文化資源保存活用施設：博物館、美術館、社寺、城郭等
 文化観光推進事業者：観光地域づくり法人（DMO）、観光協会、旅行会社等
 文化観光拠点施設：文化資源保存活用施設が、文化観光推進事業者と連携し、文化についての理解を深めるための解説紹介を行う施設

認定による国等の支援

法律上の特例措置

- ・共通乗車船券、道路運送法、海上運送法に関する特例措置
- ・文化財の登録の提案に関する特例措置
- ・国・地方公共団体・国立博物館等による助言、
- ・（独）国際観光振興機構（JNTO）による海外宣伝
- ・国等所有の文化資源の文化観光拠点施設での公開への協力等

予算上の措置

- 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業
 - ・令和6年度予算額：1,750百万円
 - ・積算件数：50件程度
 - ・補助率：予算の範囲内で補助対象経費の2／3
 - ・国の認定を受けた事業に係る地方負担分は特別交付税措置

（各計画において行われる事業のイメージ）

①文化資源の魅力増進

- ・地域の文化資源の調査研究 ・鑑賞しやすい展示改修
- ・デジタル・アーカイブ化及び活用 ・専門人材確保

②理解を深めるのに資する取組

- ・展示品のわかりやすい解説及び多言語化
- ・情報通信技術の活用 ・ガイドツアー及び体験プログラムの実施

③利便の増進

- ・地域内の周遊バス借上 ・キャッシュレス、Wi-Fi整備
- ・バリアフリー整備（スロープ等）

④物品の販売提供、他施設との連携

⑤国内外への宣伝

文化財を活用した文化観光の推進による地方創生パッケージ（令和6年2月）



歴史・文化の豊かな京都の地から文化庁ならではの地方創生を実現するため、地域の宝である文化財について、官民連携で新しい価値を創造し、持続可能な活用を推進

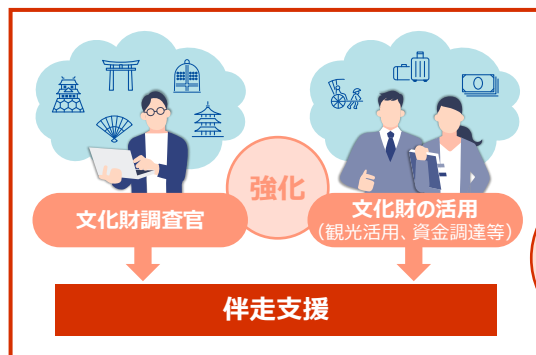
文化観光推進本部の機能強化

- 京都文化庁に、関係課で連携して、文化財の活用（観光活用、資金調達等）に関する民間人材を配置。官民連携で新たな価値を創造するため、文化財の専門職員である文化財調査官とともに、全国各地への伴走支援の実施に向けて機能強化
- 京都文化庁に、文化財の活用に関する相談窓口を設置するとともに、活用に関するセミナーを全国で開催

文化財を高付加価値化する事業の創設

- 機能強化した京都の文化庁が旗を振って、文化財を高付加価値化して活用するためのコンテンツ造成事業を創設 → ①
- 活用のために必要な文化財建造物の改修、多言語化などインバウンドの滞在快適性等を向上する整備の支援を充実 → ②③
- これらの活用を一過性で終わらせないため、民間人材によるコーチング、資金調達（寄付や融資）への伴走を実施し、持続可能な好循環の構築を実現

サステナブル・レスポンスブルな観光に資するモデルを 京都の文化庁から 構築、発信



（参考）観光と文化の「京都モデル」

文化と地域コミュニティの継承・発展に向けて、観光を好循環を生み出す「プロモーター」となるべきものと位置づけ、行政による下支えのもと、観光と文化の力でSDGsの達成を目指すモデル。
（国連 観光・文化京都会議2019で発信、世界から高く評価）



京都モデルの実践例



二条城（世界遺産・国宝）

官民連携のユニークベニュー活用により、新たな客層を開拓。収益を文化財修理に充当。



旧三井家下鴨別邸（重要文化財）

地域の老舗料理屋による朝食体験や、夜間開館、一棟を貸し切る高付加価値化で収入拡大、地域へ経済波及。

①全国各地の魅力的な文化財活用推進事業

令和6年度予算額

724百万円（国際観光旅客税財源）



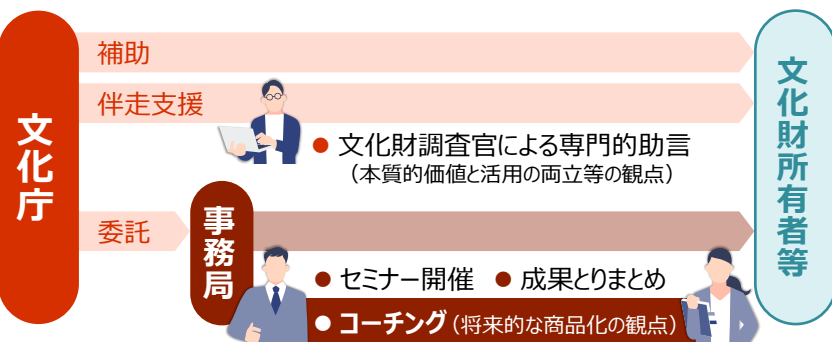
機能強化した京都の文化庁が伴走し、文化財を高付加価値化して活用するためのコンテンツ造成を支援します！

背景・課題

- インバウンドの地方誘客を進める上では、我が国の宝である文化財は観光立国推進の切り札であるが、
 - ・ これまで活用に取り組んでいない文化財の掘り起こしや、
 - ・ これまでにない内容・方法で堪能できるコンテンツ など、高付加価値旅行者の知的好奇心を満たすような上質で思い切った活用が進んでいない。
- 文化庁京都移転を契機として、文化庁ならではの地方創生を実現するため、官民連携により文化財の高付加価値化を推進する必要。

事業内容

- 国宝・特別史跡などの国指定等文化財について、上質で思い切った活用（特別な歴史体験、夜間活用、ユニークベニュー等）を図り、インバウンドの旺盛な知的好奇心を満たす高付加価値なコンテンツ造成を実施し、活用から保存への再投資を図る。
- その際、活用が表面的なものに終わらないように、文化庁（本質的価値との両立等の観点）や専門家（具体的な活用プランや資金調達等の観点）が伴走支援を行いつつ、所有者等の意識改革のためのセミナー等を実施するなど、パッケージで取組を推進。



事業者	文化財所有者、管理団体、地方公共団体、民間事業者またこれらによって構成される協議会 等	主な要件等	・ 国指定等文化財を核としたコンテンツであること ・ 活用から保存への再投資を図る仕組みを可視化すること
補助率	補助対象経費の1/2、条件に応じて最大2/3まで加算	事業期間	令和6年度～令和7年度

取組イメージ

特別な歴史体験

京都府 | 二条城

二之丸御殿においてAR・VRを活用し、大政奉還を多言語で再現することで、史実に基づく歴史体験（Living History）を提供。



夜間活用

愛媛県 | 大洲城

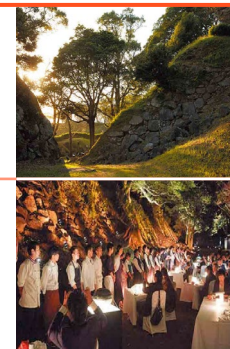
復元された木造天守に宿泊し、滞在を通じて地域の伝統芸能・工芸・食を堪能。雇用創出・文化財への収益還元を実現。



ユニークベニュー

佐賀県 | 名護屋城跡

城跡で地域の食材や有田焼を活用した野外レストランを実施、厳しい規制のかかる特別史跡の積極的な活用に挑戦。



②高付加価値化された文化財への改修・整備促進事業

令和6年度予算額

946百万円（国際観光旅客税財源）



活用のために必要な文化財建造物の改修や、美観向上整備、活用環境の強化を支援します！

背景・課題

- モダン建築をはじめとする文化財を活用した宿泊施設や、美術館・博物館等の文化施設は、外国人旅行者を満足させる上質な施設としての整備が期待されている。
- また、伝統的建造物群保存地区や史跡など、外国人旅行者が滞在する文化財において、宿泊機能の整備、多言語対応、洋式トイレの整備等が進んでおらず、上質な体験やエリアの魅力を十分に伝えきれていない。

事業内容

- 国指定等文化財の魅力向上につながる高付加価値化改修、美観向上整備、活用環境強化を支援することで、建造物自体の魅力向上、美術工芸品の公開活用、観光客の滞在快適性向上を図る。



1 文化財の高付加価値化改修

高付加価値化された宿泊・飲食・集客施設として活用するため、計画の策定から改修工事までを支援

補助率・上限額

- ・補助対象経費の1/2、条件に応じて最大2/3まで加算
- ・上限は2億円（付帯設備の新築はそれぞれ上限2千万円）

主な要件

- ・国指定等文化財建造物であること
- ・観光関係者と共同で計画を策定すること

2 文化財の美観向上整備、活用環境強化

外観等の美装化、内装等の活用整備、鑑賞環境の整備を支援（活用に必要な付属施設の整備は、新築も可能。）

補助率・上限額

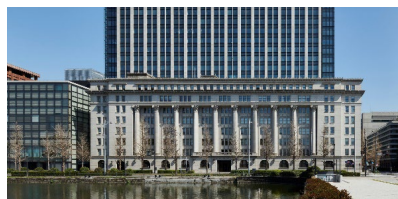
- ・補助対象経費の1/2、条件に応じて最大2/3まで加算
- ・上限は5千万円（付帯設備の新築はそれぞれ上限2千万円）

主な要件

- ・国指定等文化財であること
- ・外国人観光客の入れ込み数の目標値等を設定していること

取組イメージ

明治生命館 （重要文化財・東京都千代田区）



元々執務室だった空間に美術館を移転。古典主義様式の傑作を活用した東洋古美術の魅力的な鑑賞空間に。

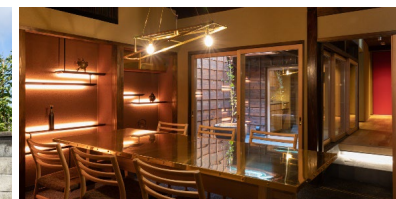


【写真提供】
株式会社TOREAL
藤井浩司

高岡市・金屋町重伝建地区



築100年の古民家をリノベーションし、特産の鋳物作品の魅力を体感できる一棟貸しの高付加価値ホテルを整備。



③文化財多言語解説整備事業

令和6年度予算額

1,757百万円（国際観光旅客税財源）



映像や音声等を組み合わせた先進的・高次元な多言語解説コンテンツの整備を支援します！

事業目的・背景・課題

- 訪日外国人旅行者が地域の観光資源である文化財を訪れた際、解説文の多言語表記が不十分等の理由により、魅力が伝わりにくいといった課題が指摘されている。
- 訪日外国人旅行者の地域での体験滞在の満足度を向上させるため、文化財に対して先進的・高次元な多言語解説を整備する事業を、観光庁の施策と連携させつつ実施する。

事業内容

- 先進的・高次元な多言語解説媒体を用いて、映像や音声等を組み合わせたコンテンツによって表示する事業について支援する。
- ※ 先進的・高次元とは
アプリやVRなどのデジタル技術、ユニバーサルデザイン、環境に配慮した資材 等

事業スキーム

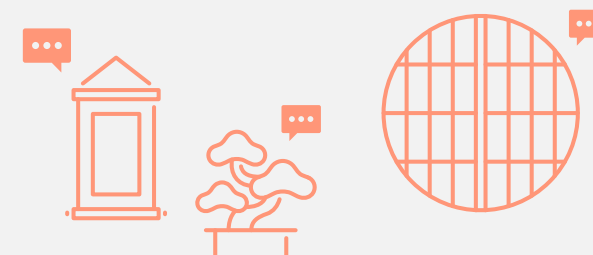
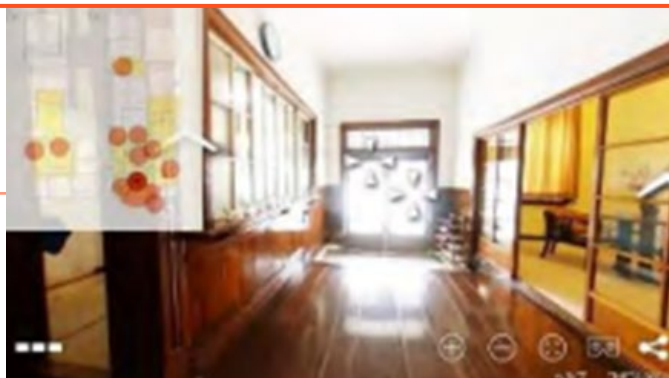
補助金

- ・ **直接補助**
補助対象経費の3分の1
（補助率加算あり、上限3,000万円）
- ・ **補助対象**
文化財所有者、自治体、民間事業者（観光協会）等
- ・ **対象経費**
多言語解説コンテンツの作成、コンテンツを閲覧するための媒体の整備 等

取組イメージ

外国人に向けた 飛騨市文化財バーチャルガイド 展開事業

通常は入ることができない文化財内部を360°VRと多言語解説で紹介。



観光庁「地域観光資源の多言語解説整備支援事業」との連携・協カイメージ

- ・ 専門家を地域に派遣し、多言語解説文の作成を支援
- ・ 多言語解説文の執筆、監修に携わる専門人材のリストアップ



連携・協力



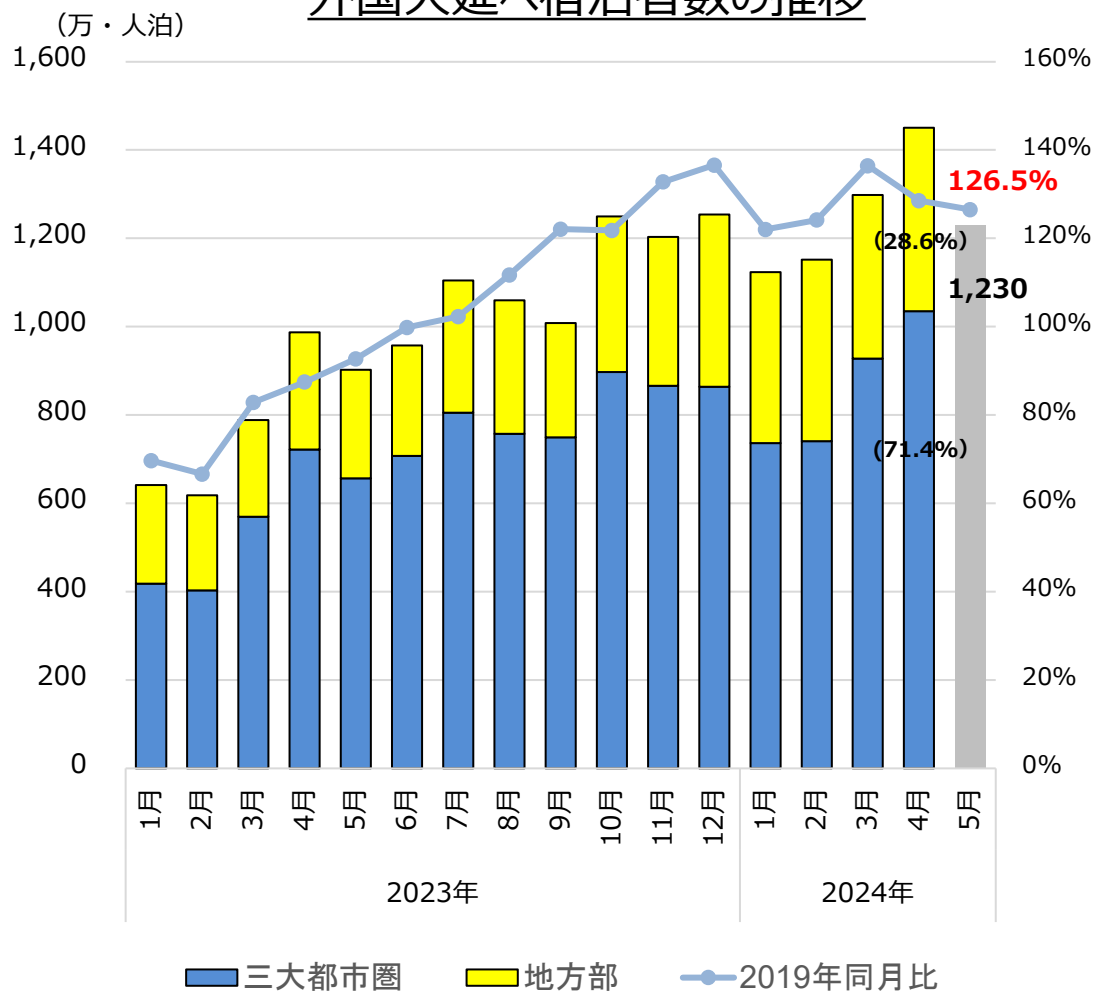
- ・ 観光庁事業で作成した解説文を活用し、多言語解説媒体を整備

インバウンドの回復状況（延べ宿泊者数）

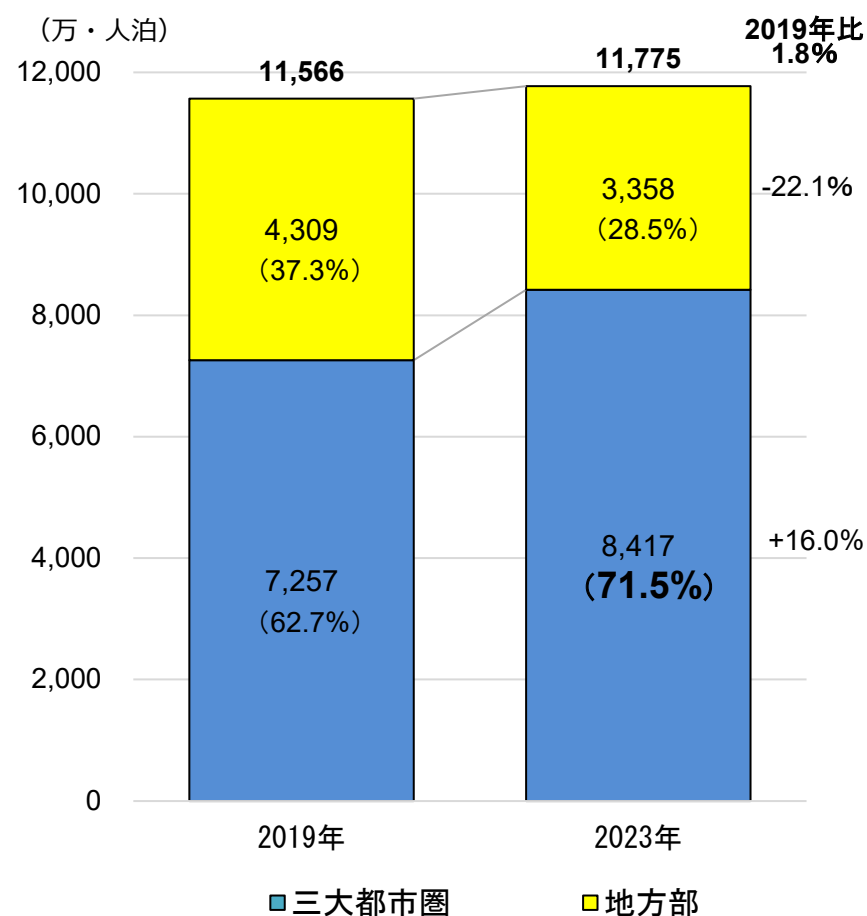
第24回観光立国推進閣僚会議（7/19）観光庁資料より

- **2024年5月**の外国人延べ宿泊者数は**1,230万人泊**で、**コロナ前以上に回復**。（2019年同月比126.5%）
- 観光需要の回復は宿泊先地域によって偏在傾向が見られ、23年は三大都市圏（※）のみで71.5%。

外国人延べ宿泊者数の推移



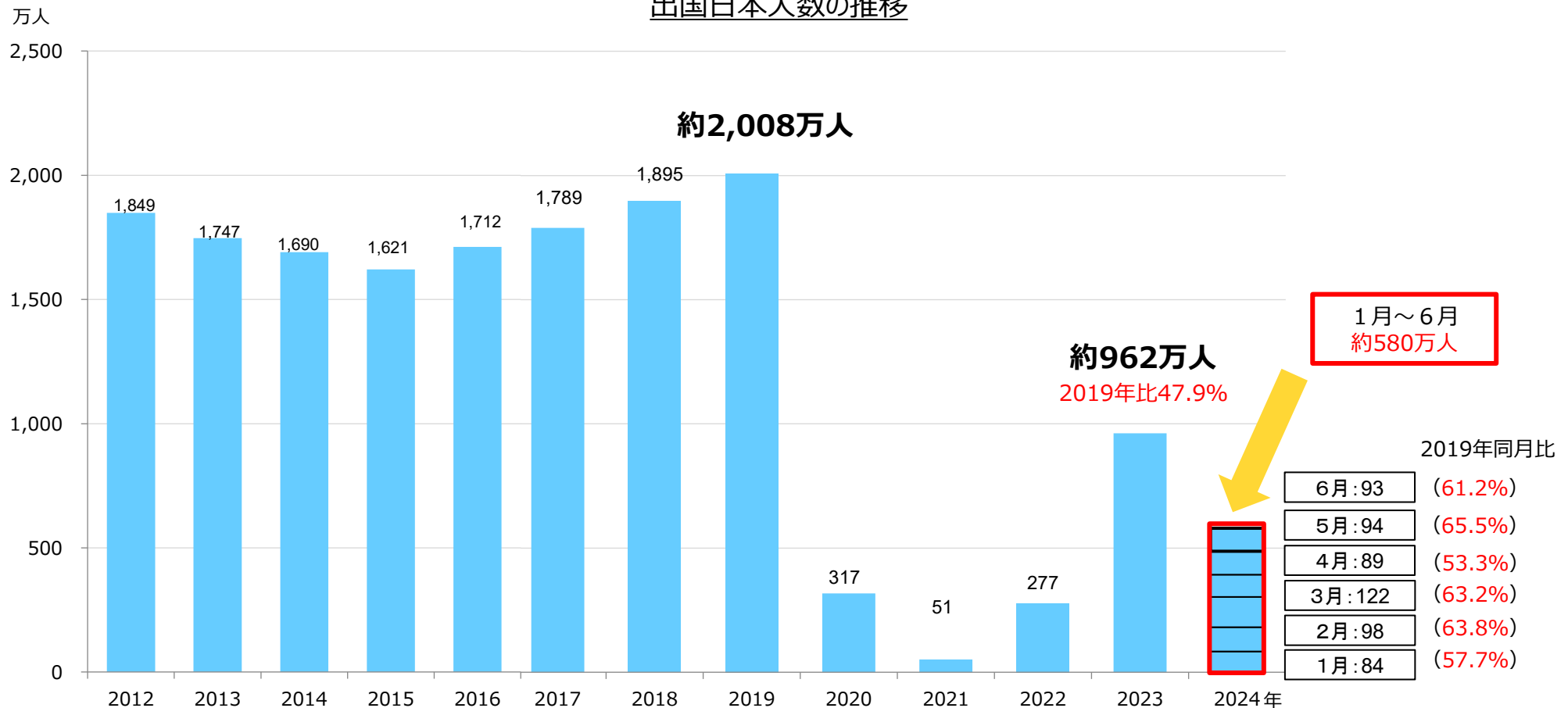
外国人延べ宿泊者数の19-23年比較



※埼玉県、千葉県、神奈川県、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県

- 2019年に過去最高2,000万人超を記録するも、新型コロナの影響により2020年以降大幅な落ち込み。
- **2024年6月**の出国日本人数は**約93万人**と、コロナ前2019年同月比で**61.2%**。

出国日本人数の推移

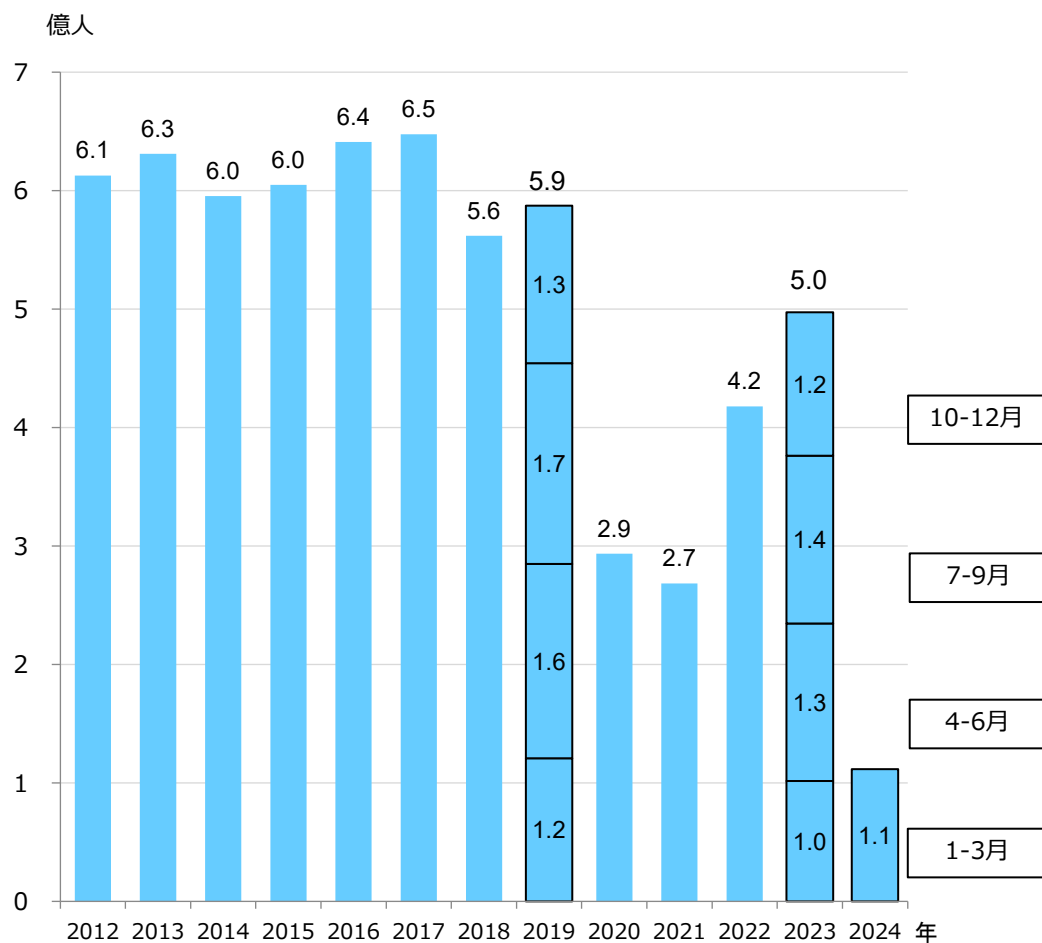


出典：日本政府観光局（JNTO） ※ 2022年以前は確定値、2023年および2024年1～5月の値は暫定値、2024年6月の値は推計値

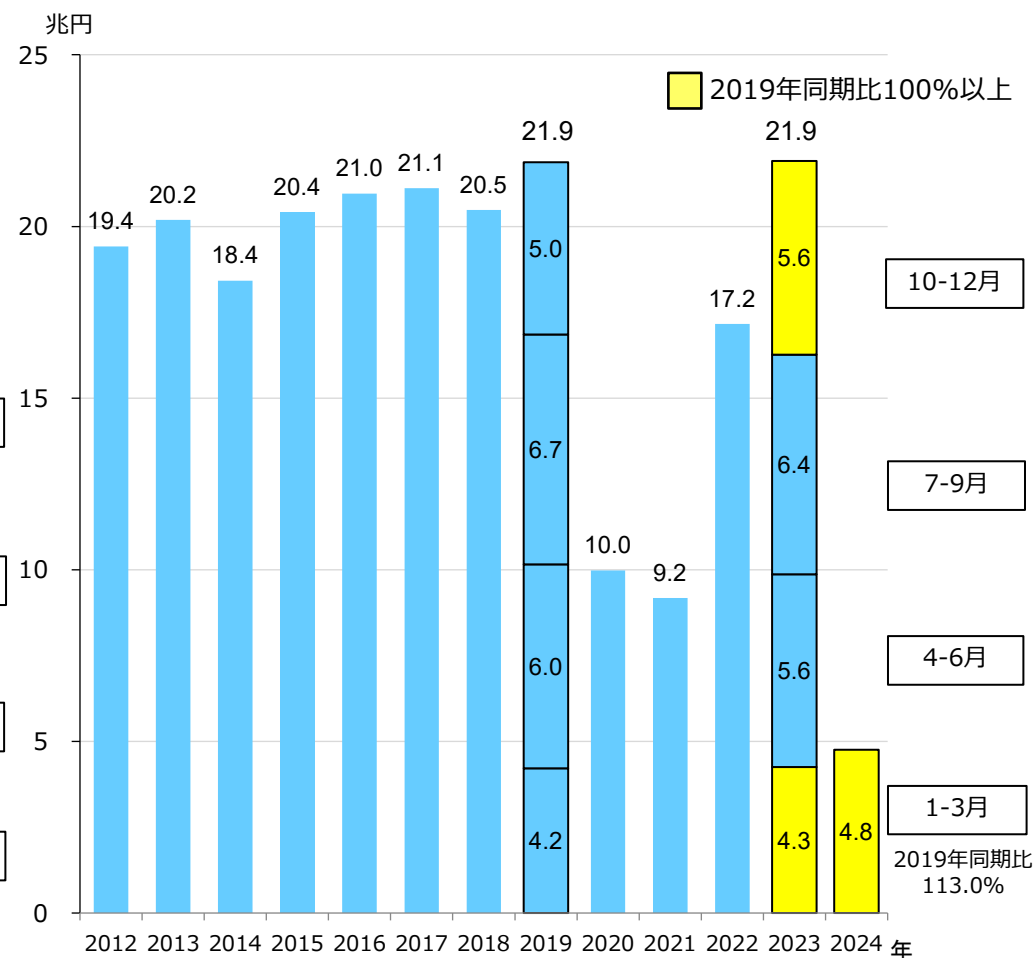
第24回観光立国推進閣僚会議（7/19）観光庁資料より

- **2024年1-3月期**の国内旅行消費額は、**約4.8兆円**と第1四半期（1-3月期）の消費額として**過去最高**。
- 国内旅行者一人当たりの旅行支出は、2019年同期比で22.5%増。（2019年1-3月：約3.5万円、今期：約4.3万円）

日本人国内延べ旅行者数の推移



日本人国内旅行消費額の推移



出典：観光庁「旅行・観光消費動向調査」※2024年1-3月期は速報値

これまでの取組における課題について（例）

- 最初からインバウンドを対象とした文化資源の高付加価値化に取り組むことができる地域ばかりではない。
高付加価値化の手前段階の支援として、地域が**文化資源それ自体の魅力を整理し、人々を惹きつける伝え方**ができるようにする必要があるのではないか。
- **「文化財保存活用地域計画」**は、地域特有の魅力についての関係者間における認識共有の場になっているが、そこで**整理された魅力を実際に人々に感じてもらう工夫**が必要ではないか。また、**「日本遺産」**は、地域の歴史や伝統に根差した魅力を活用する仕組みだが、**さらなる活性化**が必要ではないか。
- 文化資源の活用について、**文化資源単体での事業化ではなく、地域のまちづくりと一体的に考える必要**があるのではないか。
- 地域一体となって文化観光を推進するため、観光客の来訪は文化資源や地域にとって有益なものになりうるという**意識を地域内で共有し、地域の思いと観光客のニーズを結び付ける**ための、**コーディネーターが必要**ではないか。
- **補助事業が終わった後に自走できない事例**もあり、**持続可能な取り組みとするための工夫**が必要ではないか。

文化資源を活用した望ましい文化観光のあり方

- **文化観光がもたらす効果**とは
- 文化観光において**伝えるべき文化資源の魅力**とは
など

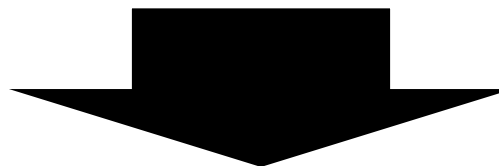
文化観光の推進による地方創生のために文化庁に求められること

- 地域の**文化資源の魅力**を**来訪意欲の増進**や**満足度向上**に繋げる方法とは
- **まちづくりとの更なる連携促進**のために必要な方策とは
- 文化資源を活用した文化観光を推進するための**持続的な体制・資金調達のあり方**とは
など

本懇談会のスケジュールは以下のとおり。

令和6年7月24日（水）	第1回懇談会 ・懇談会の設置趣旨・背景について
8月中（予定）	第2回懇談会（ヒアリング） ・ヒアリングを実施
9月中（予定）	第3回懇談会（ヒアリング・とりまとめ骨子） ・ヒアリングを実施 ・とりまとめ骨子の提示
10月中旬（予定）	第4回懇談会（中間とりまとめ）

中間とりまとめ以降も定期的を開催し、年度内に最終とりまとめ



予算要求や、制度的措置に反映